

事務連絡
令和5年6月28日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その52）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第54号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日保医発0304第1号）等により、令和4年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係（不妊治療）

【生殖補助医療管理料】

問1 区分番号「B 0 0 1」の「33」生殖補助医療管理料、及び区分番号「K 8 3 8 – 2」精巣内精子採取術の施設基準における「国が示す不妊症に係る医療機関の情報提供に関する事業に協力すること」とは、具体的には何を指すのか。

(答) 現時点では、令和5年6月28日にこども家庭庁成育局母子保健課より発出された事務連絡「不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について」が示す事業に協力することを指す。

事務連絡
令和5年6月28日

一般社団法人 日本生殖医学会 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について

日頃から、母子保健行政の推進に格段の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。従来、生殖補助医療については、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」により、都道府県等が指定した医療機関で実施される治療に係る費用の一部に対する国庫補助を行い、当該医療機関の情報を取りまとめて公表してきたところです。

令和4年度からは生殖補助医療が保険適用され、上記の国庫補助事業は終了しましたが、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」の一環として、引き続き、保険診療として生殖補助医療を実施する医療機関の情報について、情報収集及び公表することとしています。

については、当該情報の登録について別紙のとおり御協力いただきたく、貴団体におかれましては、その内容について御了知の上、会員・関係者等に周知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

不妊症に係る医療機関の情報の登録について（依頼）

1 趣旨

従来、生殖補助医療については、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」により、都道府県等が指定した医療機関で実施される治療に係る費用の一部に対する国庫補助を行い、当該医療機関の情報を取りまとめて公表してきたところです。

令和4年度からは生殖補助医療が保険適用され、上記の国庫補助事業は終了しましたが、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」の一環として、引き続き、保険診療として生殖補助医療を実施する医療機関の情報について、情報収集及び公表することとしていますので、以下の要領で情報の登録をお願いします。

2 情報の登録方法等

（1）対象医療機関について

- ・ 生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関

（2）登録方法

- ・ 以下のURLにアクセスし、メールアドレスを登録してください。
<https://funin-fuiku.cfa.go.jp/register-clinic/>
- ・ 登録いただいたメールアドレス宛にメールが送信されますので、当該メールに記載されたURLにアクセスし、医療機関の情報を登録してください。

（3）登録期間

令和5年7月1日（土）～令和5年7月31日（月）

※ 上記の期間外に情報の登録を行う必要がある医療機関や、登録情報の修正が必要となった医療機関については、（4）でお示しする事務局にご連絡ください。

（4）連絡先

情報の登録方法等については、以下の事務局にお問い合わせください。

「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業 医療機関検索サイト相談窓口」

e-mail : clinic-information@funin-fuiku-cfa.com